

懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者

- (1) 所属名及び職名：地域企画課 係長
- (2) 処分内容：戒告

2 処分年月日

令和8年9月28日

3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

4 事案の概要

被処分者は観光商工課に所属していた令和7年度当時、特産品等販売促進事業において、業者への支払、負担金請求及び自らの旅費支出について、いずれも事務処理が遅延する事態を発生させた（計10件、472,000円）。また、過去に2度（平成27年9月、令和4年3月）、職務怠慢による訓告（文書注意）を受けても改善が見られず、今回も事務遅延が見られたもの。

5 関係者の処分

本件事案発生当時、管理監督する立場にあった課長1名および課長補佐1名を嚴重注意とした。